

「毛染めによる皮膚障害事案」に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成 30 年 11 月

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

(消費者安全調査委員会からの質問事項)

- ①平成 29 年 11 月以降、消費者が酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等を理解し適切な行動をとるための情報提供としてどのような取組をされたか、御教示いただきたい。また、その効果は検証されているか。
- ②平成 29 年 11 月以降、製造販売業者及び関係団体への周知徹底等に関し、どのような取組をされたか。特に、以下の点について御教示いただきたい。また、その効果は検証されているか。
  - ・日本ヘアカラー工業会が編集・発行している「ヘアカラーリングABC」「理美容師向けヘアカラーリングハンドブック」に消費者がアクセスしやすくするための取組は、継続して行われているか。
  - ・日本ヘアカラー工業会の自主基準改正をふまえた製品の表示の切替の状況はどのようになっているか。切替済の製品が市場において占める割合は、どの程度であるか。
- ③平成 29 年 11 月以降、理美容師への周知徹底等に関し、どのような取組をされたか。また、その効果は検証されているか。
- ④製造販売業者及び関係団体、また理美容師において、毛染めによる皮膚障害の発生数等について、把握をする機会はあるか。
- ⑤理美容師による顧客への対応(情報提供や代替案の提案等)の実施状況についての把握、その効果の確認はされているか。
- ⑥理美容所で皮膚障害が発生した場合に、製造販売業者に情報提供する仕組みを検討してはいかがか。

(実施状況)

①、②について

平成 27 年 10 月 23 日の通知に基づいて、業界団体による消費者への情報提供について引き続き要請した。具体的取組及び製品表示の切り替え状況については以下の通り。

<ヘアカラーリングABC>

- ・昨年 12 月、日本ヘアカラー工業会（以下、「工業会」という。）のホームページに一般消費者向け「ヘアカラーリングABC」を掲載し、更に小冊子をダウンロードできる仕組みを構築し、より消費者がアクセスしやすい環境を整備した。
- ・消費者庁の首相官邸LINEにてヘアカラー注意喚起を行った際、あわせて、ヘアカラーリングABCの情報も配信した。  
なお、「理美容師向けヘアカラーリングハンドブック」は理美容師向けであるため、③にて回答する。

<製品表示の切り替え状況>

製品表示の切り替え状況に付き、平成 30 年 10 月に工業会から聴取したところ、以下のとおり。

- ・工業会自主基準改正の際、「市場に出荷する全ての染毛剤の「使用説明書」及び「外箱（個装箱）等」を平成 30 年 7 月末日までに改定すること。」を会員へ案内した。従って、平成 30 年 7 月以降出荷判定を受けた製品は、一般消費者向け製品、理美容所専売製品とも新たな注意事項を記載した製品が上市されている。
- ・一般消費者向け製品は店頭（都内）を見る限り 90～100%の製品が新たな注意事項を記載している製品であった。
- ・一般製品を取り扱っている会員企業のお客様相談室の担当者より新しい注意表示を記載したことにより「消費者の染毛剤に対するリスクの認識が上がっている」との報告が上がってきている。

③について

- ・厚生労働省では、「毛染めによる皮膚障害の周知等について」（平成 27 年 10 月 23 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知）を厚生労働省のホームページに掲載し、引き続き広く周知を行っている。

また、平成30年10月に、理容師・美容師養成施設の講師に対し、毛染めの施術に際して行うこと等について講演を行った。

- ・地方公共団体では、引き続き、定期監視や講習会など様々な機会を捉えて周知・指導が行われており、引き続きフォローしていく。
- ・工業会では、会員企業を通じ、「理美容師向けヘアカラーリングハンドブック」等を用いて、理美容師に向けた啓発活動を継続的に行っている。
- ・「理美容師向けヘアカラーリングハンドブック」をよりご理解いただくために、松永佳世子教授（藤田医科大学）を講師に迎え、工業会主催の理美容師向けセミナーを東京（H29.11）、大阪（H30.5）、名古屋（H30.11（予定））で実施した。本セミナーへは理美容師関係団体に参加いただいた。また、本セミナー内容は機関誌を通じて理美容師へ広報している。
- ・全国理容生活衛生同業組合連合会においては、従前より講習会などで傘下組合員に対し周知していたところ、平成29年度よりさらに、「毛染めによる皮膚障害」への対策の周知徹底を図る観点から、都道府県理容組合が開催する講習科目に「毛髪と頭皮に関するトラブル対応」を追加し、複数の都道府県において講習が行われている。さらに、平成30年2月「頭皮と毛髪に関するトラブル対応のポイント」を47都道府県理容組合へ発信し、傘下組合員へ注意喚起、周知徹底を図るとともに、機関誌による周知も行った。

#### ④及び⑥について

- ・染毛剤製品の外箱に、製造販売業者の「住所」や連絡先として「お客様相談窓口の電話番号」等を記載し、健康被害等が生じた場合、問い合わせができるようにしている。
- ・理美容所専売品は商材の特性上、製造販売業者の営業担当が理美容所へ直接訪問し商品説明等を行っており、その際、製造販売業者営業担当により理美容師から必要に応じ健康被害等の情報を収集している。  
これらの取組により、染毛剤による健康被害が生じた場合に情報収集を行っており、製造販売業者が理美容師から情報収集する経路は既にある。
- ・全国理容生活衛生同業組合連合会及び全日本美容業生活衛生同業組合連合会が行う賠償責任補償共済制度において、事故内容等を含む実施状況を把握している。当該事故内容等については、機関誌に掲載し、参加組合員に情報共有を図るとともに、事故防止の啓発を行っている。

#### ⑤について

- ・地方公共団体の理美容所への指導監督において、必要に応じ顧客への対応状況についても確認が行われているものと承知している。

「毛染めによる皮膚障害事案」に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成 30 年 11 月  
消費者庁消費者安全課

(消費者安全調査委員会からの質問事項)

①平成 29 年 11 月以降、消費者が酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等を理解し適切な行動をとるための情報提供として、どのような取組をされたか。注意喚起の時期、内容、媒体名等について具体的に御教示いただきたい。

なお、ホームページや SNS 上での注意喚起の場合、その性質上、実際に毛染めを行う方に情報が届いていないこと、すぐに他の記事に埋もれてしまうことも考えられるが、これらの点に関して対策を検討されているかについても併せて御教示いただきたい。

(実施状況)

実際に毛染めを行う方に広く注意を促すためには、繰り返し発信することが重要と考えている。平成 29 年度は、時期や媒体を考慮し、ヘアカラーの売上げが伸びる年末（平成 29 年 12 月）及び年度末（平成 30 年 3 月）の時期に合わせて、SNS「消費者庁 Twitter」、「消費者庁 facebook」、「首相官邸 LINE」での発信により消費者への注意喚起を行った。

平成 29 年 12 月 17 日の発信では、ヘアカラー工業会の協力を得て、染毛剤の外箱に表示されている注意事項の例（自主基準）を図示した上で酸化染料によりアレルギーを引き起こすことがあり得るリスクやパッチテストの必要性について注意喚起を行うとともに、より詳細に確認したい消費者が閲覧できるようヘアカラー工業会が公開しているパッチテストの実施手順動画へのリンクを掲載した。

平成 30 年 3 月 12 日の発信では、ヘアカラー工業会がホームページで電子版の公開を開始した啓発冊子「ヘアカラーリングの ABC」（第 3 版・平成 30 年 1 月に改訂）を引用するとともに、当該資料へのリンクを掲載した。

毛染めは、年齢、性別を問わず、広く行われていることから、関係者と協力しつつ、継続的に対応してまいりたい。